

ぷららポイントプログラム利用規約

第1条(総則)

このぷららポイントプログラム利用規約(以下「本規約」といいます。)は、株式会社 NTT ぷらら(以下「当社」といいます。)が運営・提供するぷららポイントプログラム(以下「本プログラム」といいます。)の対象者(以下「会員」といいます。)に対し、ぷららポイント(以下「ポイント」といいます。)の提供及びポイントを利用する場合の諸条件を定めるものです。

第2条(本規約の適用関係)

本規約とは別に本プログラムに付帯して提供される各サービス(以下「各サービス」といいます。)に個別条件が定められている場合は、本規約その他、個別条件を併せた規定が本プログラム提供条件として適用されることとなります。なお、本規約と個別条件に齟齬がある場合、個別条件が優先して適用されるものとします。

第3条(会員)

次のいずれかが該当する方は本プログラムの会員となります。

- (1) ひかりTVプラットフォームサービス利用規約またはひかりTVモバイル専用プラン利用規約に基づき提供する映像配信サービス「ひかりTV」契約者
- (2) ひかりTVショッピングサービス利用規約に基づき提供する「ひかりTVショッピング」会員
- (3) ぷらら会員規約等に基づき提供する個人向けインターネットサービス「ぷらら」の「ぷらら」会員
- (4) ひかりTVブックサービス利用規約に基づき提供する「ひかりTVブック」会員

2.会員は本規約を遵守するものとします。

第4条(ポイントの提供)

当社は、当社が指定するサービスにおいて、当社が指定する方法で物品等の購入またはサービスを利用したとき、その他当社が相当と認めた場合にポイントを付与します。

2.ポイント付与の対象となる取引(以下「対象取引」といいます。)、ポイントの付与率、ポイントの換算率、及びポイントの有効期限等、ポイント付与の条件は、当社が決定し、当社があらかじめ定める所定のWebサイト等において告知します。ポイント付与の条件は、取引の種類または利用サービスの種類によって異なる場合があります。

3.当社は、対象取引の利用料金(以下「対象料金」といいます。)の額に応じてポイントを付与する場合があります。対象料金に割引の適用またはポイント利用がある場合には、割引適用後またはポイント利用後の金額に基づきポイントを付与します。

4.ポイントは、対象取引が行われてから、当社が定める一定の期間を経た後に付与します。この期間内に、当社が対象取引において取り消し、解除等があったことを確認した場合、当該対象取引に対するポイントは付与せず、また対象料金の金額に変更があった場合は、変更後の金額に基づきポイントを付与します。

5.当社は第3条第1項各号に規定するサービスの契約単位毎に当該会員のポイントの付与を取り扱うものとします。ただし、当該サービスの料金請求を当社が一括請求として取り扱う場合には、当該サービスのポイントを合算し提供することがあります。

第5条(ポイントの取消・消滅)

当社がポイントを付与した後に、対象取引において取り消し、解除等があった場合、当社は対象取引により付与したポイントを取り消すことがあります。

2.当社が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、当社は会員に事前に通知することなく、保有するポイントの一部または全部を取り消すことができるものとします。

(1) 違法行為または不正行為があった場合

(2) 本規約、その他当社が定める規約等に違反があった場合

(3) その他当社が付与したポイントを取り消すことが適当と判断した場合

3.ポイントの有効期限内に当該ポイントの利用を行わなかった場合、ポイントは自動的に消滅します。ただし、平成24年4月15日以前に当社が付与したポイント(以下「旧ポイント」といいます。)については、当社が別に定めるまでの間は、この限りではありません。

4.当社は前2項において取り消しまたは消滅したポイントについて補償は行わず、責任も負いません。

第6条(ポイントの通知)

当社は、会員に提供したポイント数、会員が使用したポイント数およびポイント数の残高を、当社所定の方法により通知します。

第7条(ポイントの譲渡等)

会員は、保有するポイントを他人に譲渡または質入れしたり、ポイントを共有したりすることはできません。

2. 会員は、契約単位毎に付与されたポイントと別の契約単位に付与されたポイントを合算することはできません。
3. 会員が第3条第1項各号に関する利用権を承継した場合、会員が保有するポイントについても承継を受ける方に移行するものとします。

第8条(ポイントの利用)

会員は、保有するポイントを、当社が定める方法、換算率をもって、各サービスにおける決済代金(商品代金、オプション利用料等、送料、手数料、消費税を含みます。以下同じとします。)の全部または一部の支払いに利用して、値引きを受けることができます。

2. 当社は、前項のポイント利用の対象となる取引(以下「ポイント利用取引」といいます。)を制限したり、旧ポイントのみを利用対象とする等、ポイント利用に条件を付すことがあります。
3. 当社が第1項による決済を取り消した場合、原則として当該決済に利用されたポイントが会員に返還されますが、ポイントでの返還ができない場合には、ポイント利用額相当を当社が別に定める方法により返還することがあります。
4. 会員は、保有するポイントを使用し、プレゼント、サービス、抽選への応募、その他の特典(以下「特典」といいます。)と交換することができます。
5. 当社は、保有するポイントにより交換できる特典を随時設定し、これを当社のWebサイトへの掲示または、その他当社所定の方法により告知します。
6. 特典の種類、内容、交換に必要なポイント数、その他ポイント使用の条件は当社が定めるものとし、当社はこれらをいつでも新規設定、変更または終了させることができるものとします。
7. 会員は、ポイントを利用するときに、特典の送付先、連絡先その他当社が定める事項を届け出るものとします。プレゼント等の特典を送付する場合、送付先は日本国内における本人居住の住所に対してのみ行われます。海外への送付、会員本人以外への送付または、私書箱への送付はできません。

8. 特典の種類、内容等によっては、当社が委託する提携会社から提供されることがあります。この場合の特典利用の条件については、各提携会社の規約または約款等に従うものとし、当社は特典の品質、有用性について、何ら保証するものではありません。これらの特典に瑕疵がある場合、会員は当該特典を発送・提供した提携会社と解決するものとします。
9. 当社または特典提供者に責任がある場合を除き、特典の返品または他の特典への交換を行うことはできません。

第9条(事故等)

第8条の決済対象となった商品または前条の特典につき、その配送中または提供後に遅延、紛失、盗難、損害、破損等の事故が生じた場合は、当該事項が当社の責任による場合を除き、当社は責任を負わず、ポイントの払い戻しも行いません。

第10条(ポイント利用後のポイントの取消)

ポイントを第8条第1項による決済に利用した後に、第5条第1項または第2項によりポイントが取り消された場合は、当該ポイント利用取引が取消または保留されることがあります。ポイント利用取引が既に完了した場合、ポイント取り消しによる不足額を、ただちに現金または当社の指定する支払方法にて当社に支払うものとします。

2. ポイントを第8条第4項による特典の交換に利用した後に、第5条第1項または第2項のポイントの取消があった場合は、特典の申し込みは取り消されます。すでに特典を受領している場合には、ただちに当社に対し特典の返還または特典に相当する金額の支払いを行うものとします。

第11条(換金の不可)

第8条第3項を除きいかなる場合でもポイントを換金することはできません。

第12条(税金および費用)

ポイントの取得、ポイントの利用、特典との交換にともない、税金や付帯費用が発生する場合には、会員がこれを負担するものとします。

第13条(会員資格の喪失)

会員が第3条第1項各号の利用資格を失った場合、会員は当該会員資格を喪失します。

2. 会員が、第2条に定める本プログラムの提供条件及び同第15条に定める準拠法に違反する行為を行った場合、または当社がその判断で当該会員の資格を剥奪した場合、会員は当該会員資格を喪失します。

3. 会員が地位を喪失した場合には、保有するポイント、特典との交換権、その他ポイントの利用に関する一切の権利を失うものとし、また地位の喪失にともなって当社に対して何らの請求権も取得しないものとします。

第14条(本プログラムの変更及び終了)

当社は、次の各号に該当する場合は、会員へ当社が適切と判断した方法にて公表又は通知することにより、本利用規約の内容を変更及び終了することができるものとし、変更日以降はこれらが適用されるものとします。

- (1) 本利用規約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき
- (2) 本利用規約の変更が、本契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

第15条(準拠法)

本規約の準拠法は、日本法とし、本規約に関するの紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本規約は平成24年4月1日から実施するものとします。

附則

本規約は平成24年11月12日から実施するものとします。

附則

本規約は平成30年3月29日から実施するものとします。

附則

本規約は令和2年3月31日から実施するものとします。